

● 外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない
役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為
替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第六項の規定に基づ
く財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を次のように指定し、平成十年四月一
日から適用する。

- 一 居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、宇宙開発に関する日本国とアメリ
カ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を提供するも
の
- 二 居住者が非居住者との間で行う金融に係る役務取引（世界貿易機関を設立するマラケ
シュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する附属書
（以下「附属書」という。）に規定する金融サービスであって、外国為替及び外国貿易
法第二十五条第六項に規定する役務取引に該当するものをいう。）であって、北朝鮮の
核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る
活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等
の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器
関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年七月外務省告示第三
百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの
- 三 居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、証券の発行等の禁止措置の対象と
なるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に
我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の
団体を指定する件（平成二十六年九月外務省告示第三百十四号。以下この号において「告
示」という。）で定めるものをいう。）が告示により指定された日以後に本邦において
証券（償還期限の定めのある証券にあつては、当該償還期限が九十日を超えるものに限
る。）を発行し、又は募集するために行われる労務又は便益の提供